

# 横浜市記者発表資料

令和7年12月4日  
総務局人事課

## 令和7年10月7日付懲戒処分に係る管理監督者処分について

令和7年10月7日付懲戒処分に係る管理監督者処分について、次のとおり対応しましたので、お知らせします。

### 1 令和7年10月7日付懲戒処分の概要

令和7年6月、本市の児童相談所一時保護所の会計年度任用職員（夜間指導員）が、一時保護中の10代男児の臀部をスマートフォンで盗撮した。当該職員は横浜地方検察庁に書類送検され、本市は令和7年10月7日に懲戒免職処分及び記者発表を行った。

### 2 管理監督者の人事的措置

事案発生時に当該元職員の直属の管理監督者であった課長級1名及び係長級1名について、当該元職員への不祥事防止に関する指導が十分でなかったことから、課長級職員は市長文書訓戒、係長級職員は市長口頭厳重注意を行いました。

また、令和3年度に、一時保護所職員がわいせつ行為により逮捕された事案を受け、再発防止策を策定しましたが、一時保護所の夜間指導員への研修は、当時の職員に対し一時的には行われたものの、その後は採用時研修等を除き、全児童相談所において継続的には実施されておらず、指導が不十分な状況が続いていたことを踏まえ、令和3年度以降に児童相談所統括担当部長の職にあった3名について、市長文書訓戒を行いました。

#### お問合せ先

総務局人事課

Tel 045-671-4005